

『障害者差別解消法』 『障害者虐待防止法』について

鹿児島市健康福祉局福祉支援部
障害福祉課 ゆうあい係

1. 障害者差別解消法について

(1) 目的など

差別解消法の目的⇒⇒障害のある人への差別をなくすことで、
障害のある人もない人も共に生きる社会をつくること！！

そのために、
法が国・事業者等に求めること

①差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者



法的義務

②合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等



法的義務

民間事業者

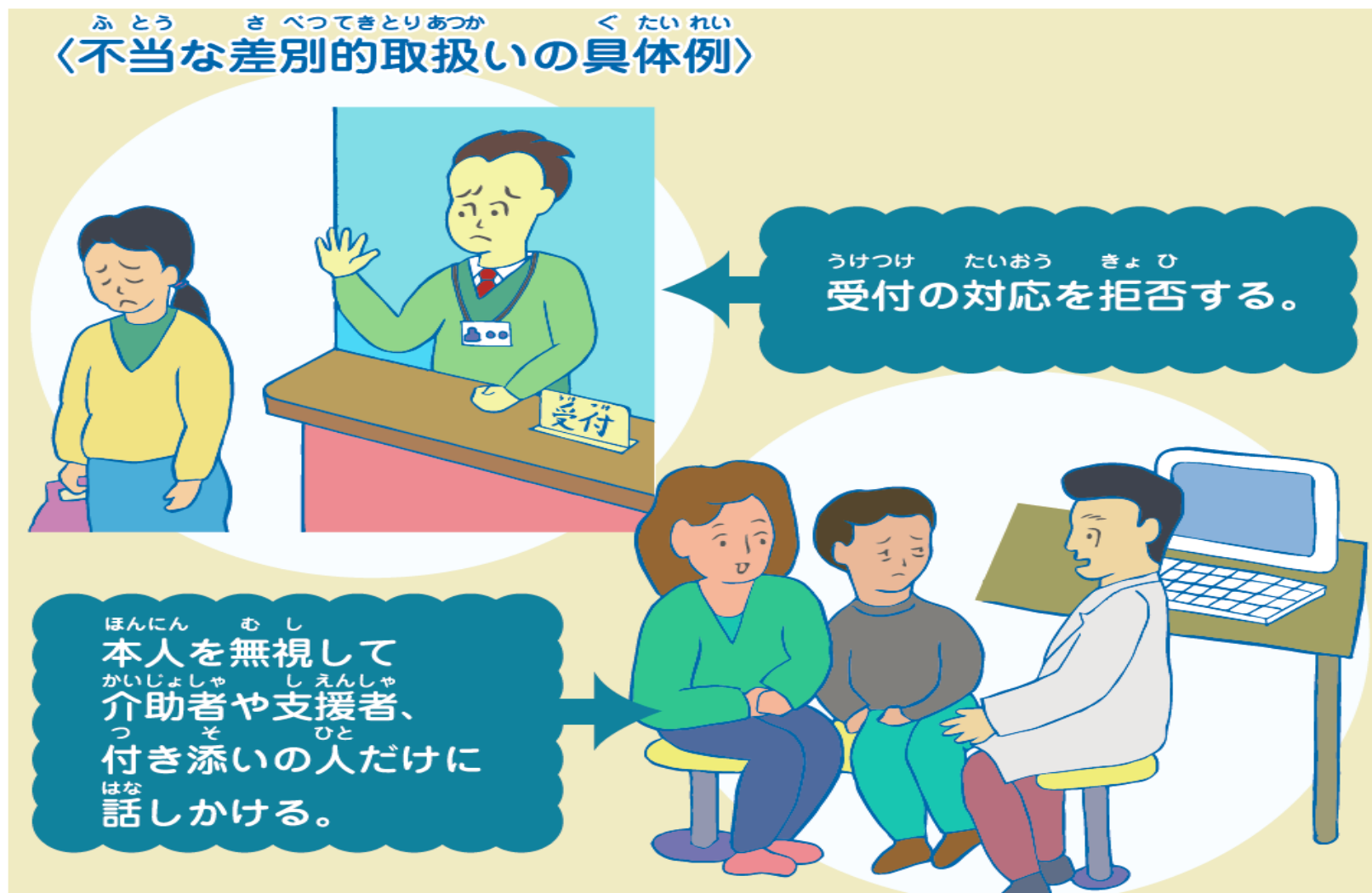


努力
義務



法的義務
※令和3年5月改正
※令和6年4月施行

(2) 不当な差別的取扱いの具体例（内閣府リーフレットより）



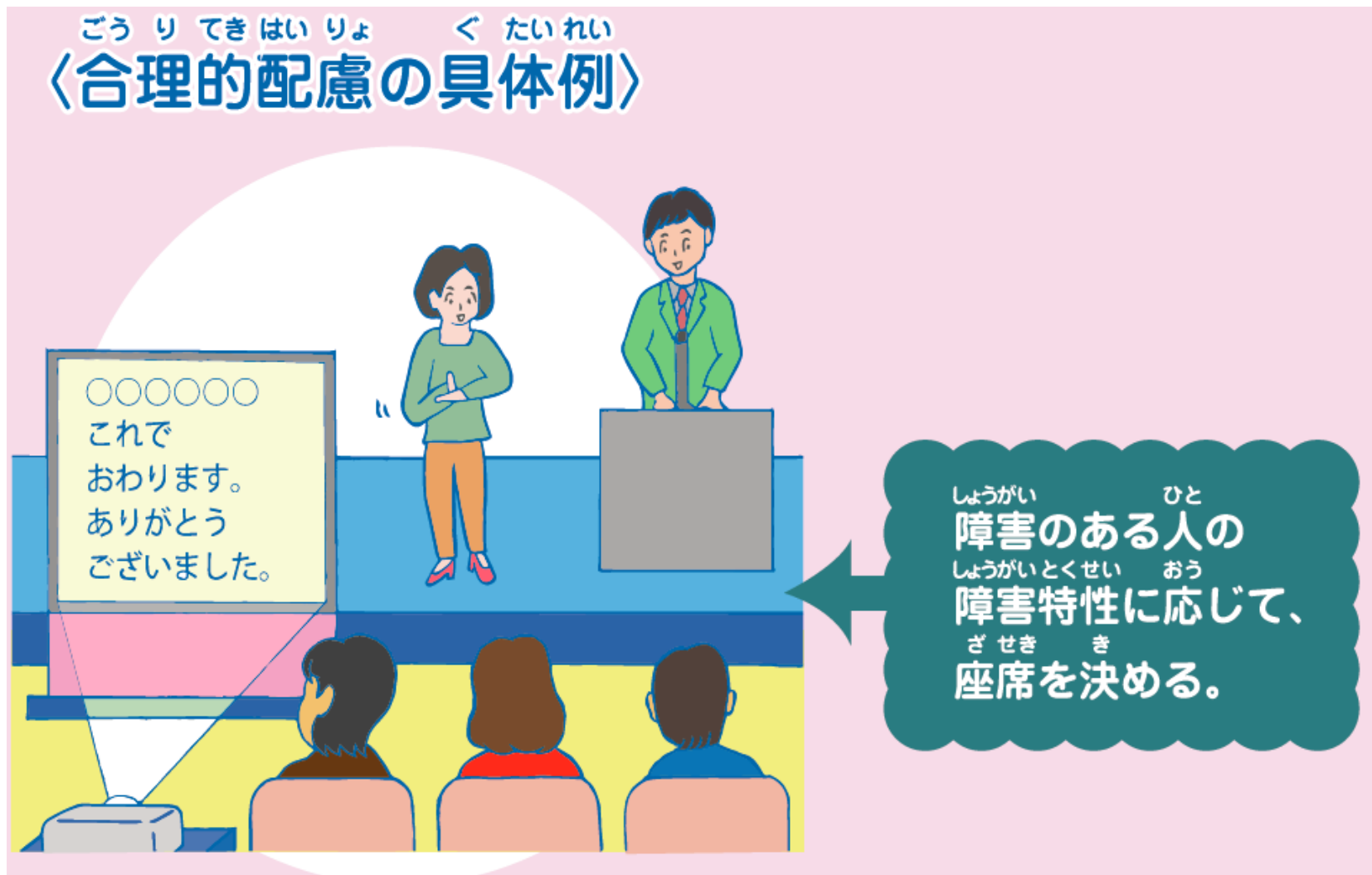


しょうがいしゃ む ぶっけん
障害者向け物件はないと
たいおう
言って対応しない。

ほ ごしゃ かいじょしゃ
保護者や介助者が
いっしょ
一緒にいないと
みせ い
お店に入れない。



(3) 合理的配慮の具体例（内閣府リーフレットより）





しょうがい ひと
障害のある人から、
じぶん か こ むづか か
「自分で書き込むのが難しいので代わり
かに書いてほしい」と伝えられたとき、
かわりに かに か もんだい しょうい
代わりに書くことに問題がない書類の
ばあい ひと い し じゅうぶん
場合は、その人の意思を十分に
かくにん か か
確認しながら代わりに書く。

だん さ ば あい
段差がある場合に、スロープ
つか ほ じょ
などを使って補助する。



ごう り てき はい りょ じ れい ない かく ふ
合理的配慮の事例が内閣府のホームページ
にあります。

ごう り てき はい りょ
合理的配慮サーチ

けん さく
検索 🔍

合理的配慮サーチでは、しょうがい しゃべつ せいかつ
障害の種別や生活場面から
事例をさがすことができます。

こんご ぐ たいれい じゅうりゅう ちくせき ないよう じゅうじつ
今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させて
いきます。

チェック！

(4) 合理的配慮の義務化（内閣府リーフレット等）

障害者差別解消法が変わりました！

令和6年4月1日から

合理的配慮の提供が義務化されました

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- 表紙 1
- 共生社会の実現に向けて 2
- 合理的配慮の提供とは 4
- 「合理的配慮」には対話が重要です！ 6
- 不当な差別的取扱いとは 8
- 障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト 10
- 困ったときは 12

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

合理的配慮を知っていますか

サイトマップ 文字サイズ: 小 中 大 入力してください 検索

TOP 共生社会の実現 障害者差別解消法 不当な差別的取扱い 合理的配慮の提供 環境の整備

事業者の障害者差別解消に関する取組事例 障害者差別解消に関する事例データベース 資料集 リンク集

【障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト】
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

(5) 障害を理由とする差別の解消に係る相談窓口

鹿児島市でも、障害を理由とする差別の解消についての相談窓口を設置しています！

鹿児島市障害者基幹相談支援センター

○住所：鹿児島市山下町15-1（市民福祉プラザ3F）

○電話：099-226-1200

FAX：099-226-1144

メールアドレス：kikan-soudan@po2.synapse.ne.jp

○開所日時：月曜日～土曜日
午前10時から午後6時まで

休み：日曜日・祝日
12月29日～1月3日

2. 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）について

（１）目的

障害者虐待防止法の目的

⇒『障害者の権利利益の擁護』に資すること



○虐待 ＝ 障害者の尊厳を害するもの

○虐待の防止 ＝ 障害者の自立及び社会参加にとって
虐待を防止することが重要

（２）－１ 障害者虐待

- ア 養護者による虐待
- イ 障害者福祉施設従事者等による虐待
- ウ 使用者による虐待

ア 養護者による虐待（法第2条第3項）

- 「障害者を現に擁護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」
- 身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当
- 同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

イ 障害者福祉施設従事者等による虐待（法第2条第4項）

- 障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者」

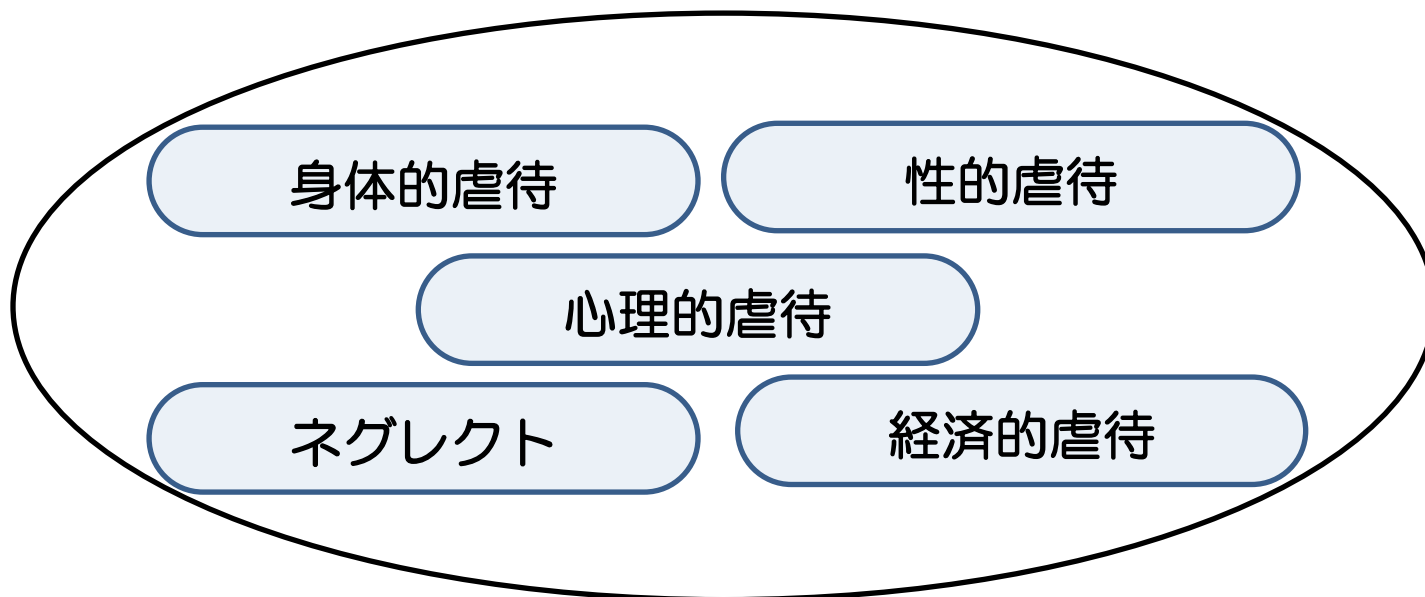
障害者支援施設、障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援、移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援、障害児相談支援（障害児入所施設は児童福祉法に規定）

ウ 使用者による虐待（法第2条第5項）

- ・ 障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

※派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていない。

（２）－２ 障害者虐待の類型



身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、または障害者をしてわいせつな行為をさせること。

心理的虐待

障害者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ネグレクト

障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護を著しく怠ること。

経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

（３）障害者に対する虐待の禁止（法第３条）

『何人も、障害者に対し、
虐待をしてはならない』

（４）通報義務

虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは通報しなければならない。（法第７条第１項、第１６条第１項、第２２条第１項）

（５）通報者の保護①（法第１６条第３項及び第４項）

※P17も参照

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

障害者福祉施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（６）通報者の保護②（法第１８条）

当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(7) 苦情処理体制の整備・虐待の防止の措置等

○障害者福祉施設の設置者等

- ・研修の実施
- ・苦情処理体制の整備 等

⇒虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。
各事業所の運営規程にも明記されている。

(8) 鹿児島市障害者虐待防止センター

鹿児島市障害者虐待防止センター

○住所：鹿児島市山下町15-1（市民福祉プラザ3階）
（鹿児島市基幹相談支援センター内）

○電話：099-226-1216

(9) 「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き」の改訂

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き



令和6年7月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
こども家庭庁支援局障害児支援課

主な改訂のポイント（令和6年7月）

- 障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設（P15）
- 施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ、訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直し（P36）
- 強度行動障害を有する児者に対する支援体制の更なる拡充（P43）

(参考) 公益通報制度

平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たす場合）、通報者に対する保護が規定されています。

施設においては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、理解を進めることが必要となります。

～障害者福祉施設等における障害者虐待防止手引き（令和6年7月改訂）P28参照～

匿名であっても、本法に定める要件を満たしていれば公益通報をすることができます。

～消費者庁ホームページ 公益通報者に関するQ&A～